

企業の生物多様性に関する活動の評価基準作成に関するフィージビリティ調査  
調査報告書(要約)

平成 21 年(2009 年)3 月  
国際環境 NGO FoE Japan

現在、世界的に生物多様性の急速な喪失が懸念されている。企業は、自然界から資源を採取し、それらを用いて製品を生産し、さらに最終消費者がそれらを消費、廃棄する段階まで含めて、生物多様性に強く依存すると同時に大きな影響を与えている。このため、2006 年の第 8 回生物多様性条約(CBD)締約国会議において「民間部門に条約への参画を促す決議」が採択されたように、企業は生物多様性保全への自主的な取組を行うことが世界的に求められている。

しかし、多くの日本企業で生物多様性保全への取組みが遅れている。その理由として、生物多様性という概念に馴染みが薄い、生物多様性保全活動を評価する客観的な基準が確立されていない、という 2 点が指摘されている。

本調査の目的は、市民や NGO/NPO の視点から、企業が CSR として取り組む生物多様性保全活動を客観的に評価するための基準のフィージビリティ(実現可能性)を明らかにすることである。このため、本調査では、FoE Japan 内に「企業の生物多様性に関する活動の評価基準検討委員会」(委員長:上田 恵介 上智大学教授)また、この検討委員会の下にマネジメント指標分科会(委員長:足立 直樹 株式会社レスポンスアビリティ代表取締役)とパフォーマンス指標分科会(委員長:田中 章 武蔵工業大学准教授)を設置した。

## 1. 企業の生物多様性保全に関する活動を評価するための基準案

本検討委員会では、企業の生物多様性保全活動の評価基準案をマネジメントとパフォーマンスの 2 つの視点から作成した。

企業が真の意味で生物多様性保全に責任を持ち、かつ貢献するには、その経営理念・方針の中に生物多様性保全を明確に位置付けることが必要である。

このような企業の生物多様性に関する理念・方針は、下記のような国際的又は国内に存在する基本的概念に基づいていることが求められる。

- 生物多様性の定義
- 生物多様性の価値
- 生物多様性の保全における企業の責任
- 予防的アプローチと順応的管理
- 生態系・生息地保護
- 先住民族と地域社会への責任と配慮
- 生物資源の利用から生じる利益の公正かつ公平な配分

本評価基準案の主な点は以下の通りである。

#### (1) マネジメント評価基準

マネジメント評価基準としては、上記の基本的概念に基づき、まずは、「企業の経営方針の中で生物多様性保全を組み込むとともに、その方針に基づく目標と計画を作成していること」(M1)とした。このような方針としては、「生物多様性に与える影響をすべての分野で量的、質的に低減すること」(M2)及び「生物多様性に与える影響を分析し、その結果を公表すること」(M3)を含めることとした。

実施段階では、企業が経営方針を実施するための社内の実施体制を整備し、それに基づき実施し、その結果を点検し改善する中で重要な点(ステークホルダーとの対話など)を評価基準に掲げた(M4~9)。最後に、「NGOや研究機関などの第三者からの評価を受けていること」(M10)を評価基準とした。

#### (2) パフォーマンス評価基準

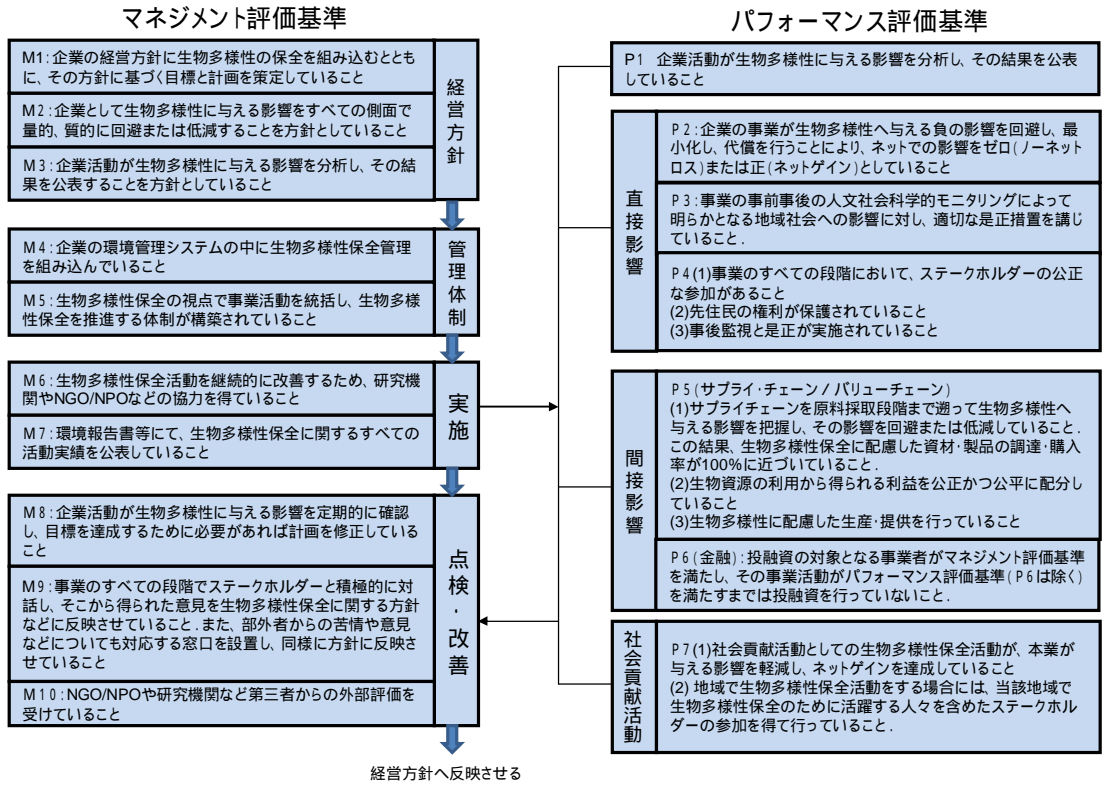
パフォーマンス評価基準としては、まず、「企業活動が生物多様性に与える影響を分析し、その結果を公表していること」(P1)とした。

企業が生物多様性へ与える直接影響については、「企業の事業が生物多様性へ与える負の影響を回避し、最小化し、代償を行うことにより、ネットでの影響をゼロ(ノーネットロス)または正(ネットゲイン)としていること」(P2)を掲げた。また、社会への影響については、「事業の事前事後の人文社会科学的モニタリングによって明らかとなる地域社会への影響に対し、適切な是正措置を講じていること」(P3)や、「事業のすべての段階でステークホルダーの公正な参加があること」(P4)などを基準とした。

サプライチェーンを通じた間接影響については、「原料採取段階まで遡って生物多様性へ与える影響を把握し、その影響を回避又は低減していること。この結果、生物多様性保全に配慮した資材・製品の調達・購入率が100%に近づいていること」(P5)などとした。また、金融については、「投融资の対象となる事業者がマネジメント評価基準を満たし、その事業活動がパフォーマンス評価基準を満たすまでは投融资を行っていないこと」(P6)とした。

さらに、社会貢献活動については、「本業が与える影響を軽減し、ネットゲインを達成していること」(P7)などを基準とした。

# 企業の生物多様性に関する活動の評価基準案



## 2. 結論

検討委員会では、評価基準を議論するための「たたき台」を作成することが目標であったが、分科会を含めて6回の委員会で議論した結果、評価基準案をまとめた。評価の方法についての検討課題は残るが、評価基準としては十分に実用的に利用できるものであると判断している。今後は、この評価基準案を実際の企業評価に適用し、さらに使いやすいものとするよう改善していくことが期待される。

## 3. 今後の課題

検討委員会としては、下記の検討課題については、今後、市民やNGO/NPO、企業、大学等の研究者や関係者がこれらを取り上げ、さらに検討・研究が進むことを期待したい。

人文社会学的な評価手法

サプライチェーンにおける生物多様性への影響を把握する方法

バリューチェーンにおける生物多様性への影響の軽減方法

ライフサイクルアセスメント(LCA)における生物多様性への影響の研究

総合的な評価基準

また、今後の国や地方自治体の政策のあり方については、以下について、市民やNGO/NPO、企業、大学等の研究者や関係者だけでなく、国等による検討も望まれる。

(1) 本評価基準の公共部門への適用

公共事業においては、代償ミティゲーションを実施することにより、ノーネットロス及びその定量評価を義務化すること。

国の調達基準において、生物多様性に配慮した原材料や製品の調達を奨励すること。

(2) 生物多様性のノーネットロス政策についての検討

多数の絶滅危惧種が存在し、生物多様性の保全政策をさらに強化することが求められている日本において、米国をはじめとする諸外国の多くで既に導入されているノーネットロス政策とそれに伴う生物多様性オフセット制度が導入すべき有効な政策であるかどうかは今後の検討課題である。